

TOPIC 2020 伊豆大島夏まつりイベント・屋台は中止

感染症終息と景気回復 を祈念し花火打上

8月14・15日に予定していた夏まつりは、コロナ感染症拡大防止により、イベントと出店の中止を決定！コロナ感染症終息と景気回復を祈念し、1時間繰上げ

ソーシャルディスタンスを守り、花火を楽しみましょう

8月14日（金）午後8時

30分程度＜元町港棧橋にて＞

令和2年度第2回理事会
を6月19日に開催

第2回理事会 開催報告

6月19日 第2回理事会を開催しました。

緊急事態宣言により、第1回理事会・総代会ともに書面決議開催としましたが、「夏まつり」について審議いただくため今回は理事と監事に招集をお願いしました。

- ・第6号議案 第41回伊豆大島夏まつりについて
- ・第7号議案 会員加入承認について

の2議案を審議いただきました。

欠席した理事、監事からの意見を踏まえ、出席理事で協議した結果、感染拡大への配慮から、やはりイベント・屋台は中止することを決定しました。

花火については、「まだ感染症が不安なので今回は中止」・「回を重ねてきた夏まつりなので、感染が広がらないよう中止」・「夏まつりはイベント・出店・花火じゃない」となど反対意見もありましたが、やはり「島を活気付けたい」・「子どもたちに楽しみを」・「元々花火は、厄除けなので、感染症終息を祈念して」など、花火打上に賛成意見の理事が多く、ソーシャルディスタンスを徹底しながら実施することを決めました。

経営に役立つ500タイトル無料配信！

WEBセミナー はじめます

2020年7月から大島町商工会ホームページで無料WEBセミナーがスタートします。このセミナーは下記のIDとパスワードを入れるだけで、いつもで(24時間OK)、どこでも(パソコン、スマホ)、だれでも、500以上のタイトルが視聴可能です。

内容は新型コロナ対策から、一般経営、税務、労務、法律、人材育成、補助金、助成金など様々なコンテンツを取り揃えています。ぜひ日々の経営にお役立て下さい。



地球温暖化解決の第一歩として レジ袋有料化がスタート！

7月1日から全国一斉にレジ袋の有料化が始まります。
対象は、商品をレジ袋に入れて渡している小売店などで

- ・プラスチック製の袋で持ち手があり、消費者が商品を持ち帰る場合→有料レジ袋
- ・紙や布製の袋で持ち手が無いもの、景品や試供品の一部になっているもの・福袋など→対象外

プラスチック製でも対象外？!

- ①プラスチックのフィルムの厚さが50μm以上で使い回しできる袋
- ②海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の袋
- ③バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

①～③いずれかの要件を表示した袋

Check! 周知ポスターや店内放送音声などが
経済産業省HPに掲載されています

創業助成事業

【創業助成事業とは？】

産業活力向上を目的に、創業者がより効果的な事業展開ができるよう創業初期に必要な経費の一部を助成する事業です。補助事業対象期間は最長2年間で最大300万円の補助が受けられ、事業開始から5年未満の事業者が対象です。

【どんなことに使えるの？】

事業を営む上で必要な、事務所賃借料、HPの作成、パソコンの購入、専門家のコンサルティング料、従業員の人件費など、多岐にわたり活用できます。

【どんな事業者が対象？】

都内での創業を計画してる方、もしくは創業してから5年未満の事業者が対象です。

【補助上限額は？】

300万円（補助率は補助対象経費の2/3以内）

【締め切りは？】

10月9日（金）

令和2年所得税確定申告から青色申告特別控除適用条件と基礎控除額が変わります

青色申告特別控除額・基礎控除額が変わる

個人の所得税

- ①青色申告特別控除額（現行65万円→改正後55万円）
- ②基礎控除額（現行38万円→改正後48万円）
- ③現行青色申告特別控除適用要件に加えて、e-Taxによる電子申告を行うことで、控除額が10万円加算され、引続き65万円の青色申告特別控除が受けられます

What's? e-Taxとは？

申告など国税に関する各種手続きを、インターネットで申請できるシステムで、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。マイナンバーカードの取得には1か月ほどかかりますので、お早めの準備が必要です。

第2回 東京都感染拡大防止協力金の受付開始について

都では、5月7日から5月25日までの緊急事態措置期間延長において、都の要請や協力依頼に応じて、店舗・施設の休業等に全面的に協力いただいた中小企業・個人に対し、協力金が支給されます。

- 受付開始 6月17日(水)
- 申請受付期間 令和2年6月17日(水)～7月17日(金)
- 支給額 50万円(2つ以上の店舗・施設で休業等に取り組む事業者は100万円)

販路開拓など発展的経営に向けた計画に取り組もう

小規模事業者 持続化補助金

【小規模事業者持続化補助金とは?】

事業の持続化を図るため、販路開拓など発展的経営に向けた計画に取り組むための経費の一部を補助する事業です。計画内容が承認され、計画に沿って取組んだ場合、経費の3分の2が補助されます。

【どんなことに使えるの?】

売上を伸ばすための様々な取組として、販促用のチラシ・パンフレットの作成、HPの制作、WEB広告、販促宣伝活動、店舗改装など、多岐にわたり活用できます。

【どんな事業者が対象?】

小規模事業者(個人・法人)で、従業員数が20名以下(卸売業・小売業と宿泊業、娯楽業以外のサービス業は5名以下)の事業者

【補助上限額は?】

50万円を限度に、補助対象経費の2/3以内
ただし、創業支援等事業支援を受け2020年1月1日以降に開業された事業者は、限度額が100万円に

【締め切りは?】

10月2日(金)

申請サポートします!

雇用調整助成金

「新型コロナウイルス感染症の影響」により「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業者が、労働者の雇用を維持するため休ませた従業員に支給した休業手当の一部を助成する制度です。

日額限度額が15,000円に引き上げられ、特例として簡易的に申請することができます。

<申請条件>

- ・雇用保険・労働保険に加入している事業所
- ・月の売上が5%以上減少した事業所
- ・定休・有休以外に休ませた従業員に対し、60%以上の給与を支給した事業所(短時間休・パート・アルバイトを含む)

<新型コロナ休業支援金(予定)>

4月～9月までの間、休業を余儀なくされたにもかかわらず、休業手当が支払われなかった従業員が自ら、みなしで失業保険を申請できる制度です。

雇用調整助成金同様、事業所が雇用保険に加入していることが条件で、月額上限額は33万円、休業前賃金の80%が支給される予定ですが、詳細は公表されていません。

今年の台風15号被害に対し

中小企業 復旧経費 補助!

今年の台風15号は、大島町に大きな被害を及ぼしました。

被害を受けた中小企業者を対象に、保険給付費等を差引いた復旧経費の3/4を補助する制度です。詳しくは「東京都自治体連携型補助金」で検索

- 申請方法 ①専用ホームページからWEBを通じて申請
②郵送または都税事務所への持参も可能
- 申請書類 【第1回の申請と同じ店舗・施設で協力金を申請する方】
①協力金申請書(第2回) ②第1回協力金支給決定通知書
③誓約書 ④休業等の状況がわかる書類(写し)
【初めて申請する方は、下記の①～⑦の書類が必要です】
①協力金申請書 ②営業実態が確認できる書類(写し)
③業種に係る営業に必要な許可書類(写し) ④休業の状況が確認できる書類(写し) ⑤誓約書 ⑥本人確認書類(写し)
⑦口座振替依頼書

新型コロナウイルス感染症に関する助成金

【感染予防対策ガイドライン実行支援事業】

令和2年5月14日現在、都内で事業を行っている中小企業者等を対象に、自社の感染予防対策の実施した経費を助成するものです。

- ・助成内容: ①内装・設備工事費
(例) パーテーション設置工事、換気設備設置工事、等
②備品購入費
(例) サーモカメラ・サーモグラフィーの購入、等
- ・助成限度額: 50万円(ただし、内装・設備工事費を含む場合は100万円)
- ・助成率: 助成対象経費の3分の2以内
- ・助成対象期間: 令和2年5月14日から同年10月31日まで
- ・受付期間: 令和2年6月18日から同年8月31日まで



【非対面型サービス導入支援事業】

令和2年3月31日現在、都内で対面型事業を実質的に行っていた事業所が、非対面型のサービスを導入した経費を支援するものです。

- ・助成内容: ①備品購入費(1点当たり税抜10万円以上)
②備品リース費
(例) 学習塾のオンライン配信授業に必要な機器、等
③委託・外注費
(例) 新規にECサイトを構築する際の委託費用、等
④販売促進費(助成限度額50万円)
※④の販売促進費のみの申請はできません
- ・助成限度額: 200万円(申請下限額50万円)
- ・助成率: 助成対象経費の3分の2以内
- ・助成対象期間: 令和2年5月14日から同年10月31日まで
- ・受付期間: 令和2年6月18日から同年7月31日まで



申請方法はどちらも東京都中小企業振興公社HPから募集要項、申請書をダウンロードし申請できます。

(※申請前に募集要項を熟読し、申請書を作成して下さい)

お問い合わせ先
東京都中小企業振興公社
03-4326-8174

家賃支援給付金

経済産業省では、緊急事態宣言延長に伴い、地代・家賃の負担を軽減するため「家賃支援給付金」を支給する予定です

【給付対象者】

- 5月～12月において売上が減少した事業所
- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時直近家賃等(月額)の2/3を6カ月分給付、(月額限度額・法人100万円、個人事業主50万円)が支給されます。 ※詳細公表は7月予定

元町商店会
夏の福引は中止

例年7月に開催していた「福引き抽選会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止させていただきます。

これに伴い、各商店で配布の「抽選券」もありませんので、ご理解願います。



TEL 04992-2-3791
FAX 04992-2-1144
URL island-net.jp